

比較法から見た姓

日本学術会議公開シンポジウム(2021年4月17日)

同姓/別姓を選ぶ権利 第一部 報告1

床谷文雄(奈良大学教授)

日本の強制的夫婦同姓は特異な存在

- 1996年民法改正要綱当時は、欧州各国においても夫婦（現在は同性婚を含む）同姓の慣行は広く残っていた
- 1993年ドイツ民法改正で別姓の選択が認められる⇒多くの国も続く
- 「かつて我が国と同様に夫婦同氏制を採っていたとされるドイツ、タイ、スイス等の多くの国々でも近時別氏制を導入しており、現時点において、例外を許さない夫婦同氏制を採っているのは、我が国以外にほとんど見当たらない（2015年12月16日最高裁判所大法廷判決での反対意見）

姓の法的規律

• 姓名と法制度

- 姓については、歴史的・文化的土壌の違いがあり、法(制定法・慣習法)の内容も多様である。この四半世紀の間、変化・改正
- 多くの法制では、姓(家族等が共通に称してきた名)と個人名(親等から個人に付与された名)の区分がある
- 姓も名も、単名の場合もあるし、複数名の場合もある
- 婚姻した者の姓につき、慣習(法)・習俗として規律する国(英米、フランス、スペイン、韓国等)
- 婚姻した者の姓につき、民法又は氏名に関する特別法で規律する国(ドイツ、スイス、オーストリア、日本等)

比較法から見た姓の概要

- 婚姻関係にある2人の姓を全部共通にする、一部共通にする、しない
- 婚姻中の姓を一方(夫)の姓に強制する同姓、両者の姓を結合する同姓
- 子どもの姓の決め方も多様である(実子と養子の違いもある)
- 親と子の姓を共通にする、一部共通にする、しない
- 複数の子の姓を共通にする、しない
- 身分登録に反映させる、しない

英米法

- 英国、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド
- 慣習法的に、氏名について使用・変更の自由が認められている
- 婚姻した妻が夫の姓を称することは現在でも一般的である
- 婚姻前の姓を称し続けることを妨げられない

フランス法

- 伝統的には婚姻に伴う姓の法規制はなく、婚姻によって人の出生時に取得した姓は変わらないと考えられている
- 慣習として、妻は夫の姓を称することができ、それが一般的であった
- 最近の法改正で、夫が妻の姓を使用することが可能とされる(2013年)
- 自己の姓に配偶者の姓を前置又は後置して結合姓を称することもできる
- 離婚により姓の使用権は原則として失われる。元配偶者の同意があるとき、自己・子の特別の利益により正当として裁判所の許可を得たときは、続称可能

スペイン法

- 夫婦の姓に関する規律は民法にはない。慣習上、婚姻は人の姓(父姓と母姓の結合)に影響を及ぼさない。
- 社会生活において、妻は夫の姓を使用することも、自己の姓(その一部)と夫の姓の結合姓を使用することもできる
- 離婚後は、婚姻前の姓に復する
- メキシコ、ペルー、コスタリカなど

ポルトガル

- 民法で、伝統に従い、夫婦は各自の姓を保持する旨を規定
- 自己の姓に配偶者の姓を付加して結合姓を使うことができる
- 婚姻解消後も、原則として、婚姻中の姓を保持する
- ブラジルの旧民法では、妻が自己の姓に夫の姓を付加して結合姓としたが、法改正で結合は任意化された
- ブラジルの2002年法では、夫も結合姓とすることができる。同姓・別姓も可能

ドイツ法

- 姓名の決定・変更について民法及び氏名変更法で規律
- 民法旧規定では、夫の姓が夫婦共通の姓となるものとしていた
- 夫又は妻の姓から選択、合意ができないときは夫の姓とする規定に改正
- 上記規定を連邦憲法裁判所が違憲と判断
- 1993年法：夫婦は共通の姓を定める。定めないときは、各人の姓とする
- スイスは2011年法、オーストリアは2013年法で別姓を承認

中国

- 夫婦は、それぞれの姓を用いる権利がある(旧婚姻法、2021年1月1日施行民法)
- 慣習的に、夫婦は別姓であるが、妻が夫の姓を自己の姓に重ねることもできる

韓国

-
- 父系出自の観念が社会基盤であり、妻も夫も、それぞれの姓を保持する
 - 子の姓は、婚姻の際に定めることで、母の姓とすることも法的には可能

タイ

- 旧制(1962年法)では、妻は夫の姓を称する
- 常に夫の姓とすることは憲法違反とされた(2003年)
- 現在では、夫又は妻の姓を共通の姓にすることができる
- 共通の姓を定めなければ別々の姓
- 妻は、自己の姓と夫の姓を結合させた姓を使用することもできる
- 離婚後は、復氏する

婚姻中の姓の柔軟化

- 伝統的には夫の姓で家族の姓を統一する法制が多い
 - ⇒ 共通姓の選択 ⇒ 「結合姓」を一方に認める ⇒ 別姓
-
- 原則夫婦同姓だったドイツは、夫婦の合意がなければ夫の姓を称すると規定していた ⇒ 連邦憲法裁判所が「妻に夫の姓を強制するのは違憲」と判断 ⇒ 別姓を認める法改正
 - 子の姓の決め方もあわせて柔軟化
父の姓 ⇒ 父母一方の姓、結合姓

比較法から見た婚姻中の姓

- 婚姻中の姓の法的規律の類型

- 夫婦同姓制
夫(又は妻)が婚姻前から称する姓
- 選択制(同姓・別姓・結合姓)
- 夫婦別姓制

比較法から見た婚姻中の姓

- 夫婦同姓制

夫又は妻の一方が婚姻前に称していた姓に他方が変更
妻が夫の姓を取得するのが一般的

比較法から見た婚姻中の姓

- 選択制（同姓・別姓・結合姓）

男女（性）平等の現実化として、西欧諸国では1970年代以降に多くの国で婚姻中の姓の選択を認める制度を導入

夫婦共通の姓として結合姓を認める法制（オーストリア）

共通の姓と従前の姓の結合姓を一方が称する方式

比較法から見た婚姻中の姓

- 夫婦別姓制

夫婦は、ともに従来 of 姓を称する

韓国では、父系血統の証として姓を保持する

比較法から見た子の姓

- 両親が異なる姓を称するとき、親子同姓とならない問題
 - 子どもの姓の決め方も多様である
-

- ①父の姓と定める国
- ②父か母の姓を選ぶことができる国
- ③父母の結合姓も許される国
- ④子どもが複数いる場合に子の姓は統一する国が多い
- ⑤姓の変更の可否

比較法から見た子の姓

夫婦が共通の姓を称する法制の場合

子は親が共通に称する姓を称する

一方のみが称する結合姓の部分は、子は取得しない

比較法から見た子の姓

- 夫婦が異なる姓を称する場合(1)

- 父の姓又は母の姓
- 出生登録時に定める国(ドイツ、オーストリア、タイ)と婚姻登録時に定める国(スイス)がある
- 期限内に合意できないときは、裁判所が関与する国もある
ドイツ: 家庭裁判所が決定権を親の一方に与える
- 合意が成立しないとき、父の姓とする国、母の姓とする国(スウェーデン、オーストリア)、結合姓とする国(フランス)

比較法から見た子の姓

- 夫婦が異なる姓を称する場合 (2)
-
- 兄弟姉妹の姓を同一にする国 (ドイツ)
 - 兄弟姉妹の姓を異にすることができる国 (フランス、オーストリア)
 - 子の姓の変更

比較法から見た子の姓

- 父母が異なる姓を称する場合 (3)

- 父の姓とする

韓国(父の姓が原則、婚姻時の協議で母の姓も可能)

中国(母の姓も可能)

身分登録制度と姓の関連

- 欧米諸国では、出生・婚姻(離婚)・死亡という身分関係の発生・変動を事項別に登録・公証する
- 親(親権者)が子の姓名を定めて、身分登録をすることができる
- 婚姻中の姓として配偶者の姓を称することを身分登録簿に反映させる法制とそうでない法制
- 韓国が戸籍を廃止し家族関係登録制度に変更したことは別姓とは関係しない
- 日本の戸籍制度は、夫婦と同氏の子を編製基準とする⇒夫婦単位への変更？

おわりに

- 比較法的に見ると、婚姻当事者の姓につき、元々不変とする伝統の国も多い。夫の姓による同姓が伝統であった国では、同姓・別姓の選択を認め、一方又は双方に結合姓を認めている。
- 複数漢字からなる姓が一般的な日本では、結合姓は一般的なものとして受け止められていない。結合姓と通称併用、旧姓併記との差異
- 同姓か別姓かの選択肢をもうけることは、個人の権利と平等を尊重する世界の潮流である

- ご清聴ありがとうございました